

# 電波遮へい対策事業の概要

## 1. 事業概要

高速道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

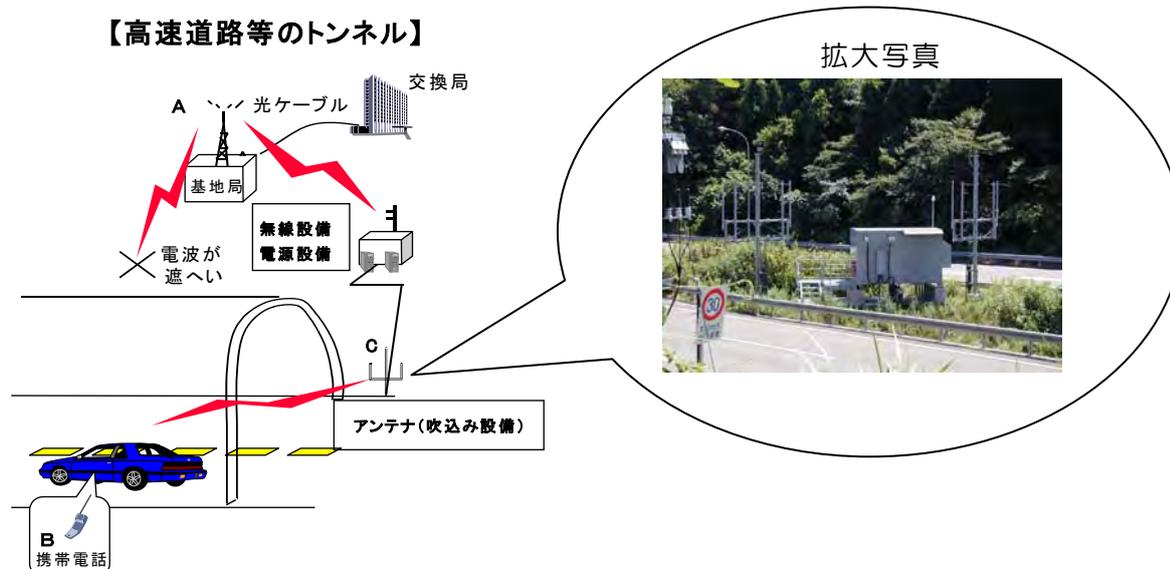
### ○ 事業スキーム

高速道路トンネル等において、電波中継施設の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

- ア 事業主体 : 一般社団法人等
- イ 対象地域 : 高速道路トンネル等
- ウ 対象施設 : 電波中継施設(無線設備、光ケーブル等)
- エ 国の補助率 : 1/2(鉄道トンネルの場合1/3)

## 2. イメージ図

(例) 吹込み方式の場合



注: 無線局Aと無線局Bとの間の電波が遮へいされるため、無線局Cを設置することにより代替する伝送路を開設。